

令和3年11月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

## 乙訓環境衛生組合議会令和3年第4回定例会会議録

### 目 次

○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○事務局職員出席者	.....	1
○説明のため出席した者	.....	1
○議事日程	.....	1
○開会	.....	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	2
○日程 2	会期の決定	2
○日程 3	議長の選挙について	3
○日程 4	管理者の諸報告	3
○日程 5	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について	5
	監査報告第6号 定期監査の結果報告について	5
○日程 6	第10号議案 令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正 予算（第2号）について	6
○閉会	.....	14

乙訓環境衛生組合議会令和3年第4回定例会

議事日程第4号

令和3年11月29日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	佐藤新一 議員	太田秀明 議員
	飛鳥井佳子 議員	
長岡京市	田村直義 議員	富田達也 議員
	小原明大 議員	
大山崎町	島一嘉 議員	井上治夫 議員
	岸孝雄 議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(7名)

前川光	管理者(大山崎町長)
山田勝吉	監査委員
河野一武	事務局 長
皿谷吉彦	会計 管理者
古賀一徳	総務課 長
服部潤	施設業務課 長
藪下郁夫	政策推進課 長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	議長の選挙について
日程 4	管理者の諸報告
日程 5	監査報告第5号 例月出納検査の結果報告について
	監査報告第6号 定期監査の結果報告について

日程 6 第10号議案 令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算  
(第2号)について

○会議録署名議員

向日市 飛鳥井佳子議員  
長岡京市 小原明大議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○佐藤新一副議長 おはようございます。皆さんお揃いなので、始めていきたいと思いま  
す。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達してお  
りますので、会議は成立いたします。

ただいまから乙訓環境衛生組合議会令和3年第4回定例会を開催いたします。

日程に入ります前に、今回、長岡京市議会の議員改選によりまして、本組合議会の議  
員に交代がございましたので、この際ご紹介をさせていただきます。

本年10月25日付で本組合議会議員となられました、小原明大議員です。

○小原明大議員 小原でございます。初めて入らせていただきます。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○佐藤新一副議長 同じく富田達也議員です。

○富田達也議員 前期に引き続き、よろしく申し上げます。

○佐藤新一副議長 同じく田村直義議員です。

○田村直義議員 田村でございます。今回、初めてになりますけども、どうぞよろしくお  
願いいたします。

○佐藤新一副議長 皆さん、よろしく願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、飛鳥井佳子議員、小原明大議員  
の両議員を指名いたします。

○佐藤新一副議長 日程2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ございま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日限りと決定いたします。

○

○佐藤新一副議長 日程3、「議長の選挙について」であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、指名推選により行うことといたします。

お諮りいたします。指名の方法については、私、副議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、私、副議長において指名することといたします。

それでは、議長に田村直義議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました、田村直義議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました田村直義議員が議長に当選されました。

田村直義議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。田村直義議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

田村議員。

○田村直義議員 失礼いたします。議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙をいただきまして議長に選出賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長という大役に責任の重さを痛感しておりますが、ここに皆様方のご信託を受けましたからには、議会が公平かつ円滑な運営ができますよう、微力な私ではございますが、誠心誠意努力いたす所存でございます。

議員の皆様方、理事者各位にはご支援・ご指導、またご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○佐藤新一副議長 それでは、田村議長と交代いたします。田村議長、議長席にお着きください。

○田村直義議長 それでは日程4、「管理者の諸報告」であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 皆さん、おはようございます。本日、乙訓環境衛生組合議会令和3年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご

多忙の中をご参集賜りましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

管理者諸報告に入ります前に、今回の定例会につきましては、去る8月10日になされました人事院勧告において、本年の国家公務員の期末手当の支給割合について、民間支給割合との均衡を図るため、引き下げる内容の勧告がなされましたことから、本組合職員の給与改定につきましても同様の措置を講ずるため、例年より約1か月早い本日の開会での日程調整を進めて参りましたが、国におかれましては、本年の人事院勧告の実施については経済対策等、政府全体の取組との関係も見極めるべく検討がされ、本年12月期末手当の引き下げ改定が実施されないこととされたところであります。しかしながら、関係市町議会日程及び各一部事務組合議会日程の調整の都合により、乙訓管内一部事務組合議会につきましては、本日、同時の開会となり、管理者のみの出席とさせていただくことについてご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、ただいま議長からご紹介がありましたとおり、去る10月3日の長岡京市議会議員の改選により、10月25日付で小原明大議員、富田達也議員、田村直義議員の各議員が選出されました。お迎えをいたしました議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、ただいま本組合議会議長に、田村直義議員がご就任されましたことを、心からお祝い申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、管理者諸報告を申し上げます。

初めに、乙訓二市一町、乙訓環境衛生組合及びサントリーグループによるペットボトルの「ボトルtoボトルリサイクル事業」に関する協定の締結についてであります。令和3年10月21日に、乙訓二市一町、本組合及びサントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社の5者による「持続可能な地域づくりの推進に関する協定」を締結いたしました。

本事業については、乙訓地域における持続可能な循環型社会形成の推進に資することを目的として、関係市町の分別収集により本組合へ搬入されております使用済みペットボトルを、サントリーグループの指定リサイクラーへ引き渡し、全てペットボトルへ再生される仕組みとなるものであります。本協定の有効期間の開始は、令和4年4月1日からといたしており、令和4年度から使用済みペットボトルの安定的な水平リサイクルを行い、化石由来の資源利用及び二酸化炭素排出量の削減につなげ、環境負荷の低減に取り組んで参ります。

次に、第23回リサイクルフェアの開催結果についてであります。リサイクル推進事業の一環といたしまして、平成11年度から開催し、今年度で第23回目となりましたリサイクルフェアにつきましては、本組合のホームページ内のリサイクルフェア特設ページによりオンライン開催をいたしました。開催期間中の特設ページアクセス件数は、延べ約6,300件となり、昨年度と比較いたしますと約4,000件の増となりました。特設ページでは、再生自転車44台、再生家具51点をそれぞれ販売いたしました。

ほか、オンライン上の施設見学ができるバーチャル施設見学や、環境クイズ等のコーナーを制作し、インターネットを活用した「ごみの減量とリサイクルの推進」の啓発を取り組んだところであります。今後におきましても、ごみ減量、リサイクルをはじめとして、環境問題に対する啓発を取り組んで参ります。

次に、組合長黒埋立地用地の社会福祉法人乙訓福祉会への一部無償貸付けについてであります。本件につきましては、9月21日に開催されました京都府乙訓市町会定例会において、社会福祉法人乙訓福祉会への当概用地の無償貸付期間の延長が承認されたことから、令和3年12月1日付で社会福祉法人乙訓福祉会、京都府乙訓市町会及び乙訓環境衛生組合の三者により、土地使用貸借契約を締結する予定であります。

なお、その無償貸付期間は、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの1年間とし、貸付け条件といたしましては、同法人が策定されております移転計画に基づき、令和7年度中の移転を厳守することを前提といたしております。また、当該計画の進捗状況につきましても、その都度、報告を受けることといたしております。

最後に、組合一般廃棄物処理基本計画並びに一般廃棄物処理施設整備基本構想についてであります。令和2年度から令和3年度の2か年事業として関係市町と協働で取り組んでおります。次期一般廃棄物処理基本計画等の策定業務につきましては、現在、計画どおりに進捗し、案の概要がまとまったところでございます。

本日の組合議会閉会后、引き続き議員全員協議会を開催いただき、議員の皆様概要のご説明をさせていただき予定といたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、管理者諸報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○田村直義議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程5、監査報告第5号「例月出納検査の結果報告」及び監査報告第6号「定期監査の結果報告」についてであります。

監査委員の報告を求めます。

山田監査委員。

○山田勝吉監査委員 おはようございます。それでは、最初に例月出納検査結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年10月26日に定期監査を実施いたしました。監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管にかかる財務等に関する事務事

業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○田村直義議長 以上で、例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告を終わります。

○

○田村直義議長 次に日程6、第10号議案「令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程6、第10号議案「令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について」のご説明を申し上げます。

初めに第1条、歳入歳出予算の補正についてであります。今回の補正は既定の歳入歳出予算総額に3,000万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ16億2,740万1,000円とするものであります。

それでは、補正予算書4ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により順次ご説明申し上げます。

初めに、補正予算書6ページの歳入からご説明申し上げます。

まず款3、財産収入、項2、財産売払収入では、リサイクルプラザでの破碎・選別処理後に回収いたしました有価物の売払単価が大きく上昇いたしましたことから、有価物売払代金で2,198万5,000円を増額補正するものであります。

次に款6、諸収入、項2、雑入では、今年度当初に計画いたしておりましたガラス工芸教室につきまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、直接接して指導する必要のある教室を中止し内容を変更して開催いたしましたことから、工芸教室の参加料で6万6,000円を減額補正し、また公益財団法人日本容器包装リサイクル協会によるペットボトルの有償入札の結果、単価が大幅に上昇いたしましたことから、再商品化適合物返還金で808万5,000円を増額補正するものであります。

次に、補正予算書7ページからの歳出についてご説明申し上げます。

まず款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、人事異動による支給対象職員の増等により、職員人件費で761万円を増額するほか、12節、委託料では、入札等による契約差金として作業環境調査委託料等で69万6,000円を、また、例年出展いたしております「京都環境フェスティバル」がオンライン開催とされたことから、来場型で開催される場合の経費と計上いたしておりました8節、旅費1万2,000円、13節、使用料及び賃借料で4万4,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

次に3目、財産管理費では、12節、委託料、緑地管理委託料におきまして、長黒埋立地の一部について目的外使用を許可したことに伴う緑地管理委託作業範囲の縮小により38万2,000円を減額補正するものであります。

次に目5、基金費では、財政調整基金積立金で3,695万7,000円を増額補正するものであります。



次に款3、衛生費、目1、清掃総務費では、人事異動による支給対象職員の減等により、職員人件費で1,128万8,000円を減額補正するものであります。

次に目2、ごみ処理費では、12節、委託料で入札等による契約差金として、エレベーター一点検委託料等で94万円を減額補正するものであります。

次に3目、し尿処理費では、12節、委託料、庁内清掃委託料におきまして、入札による契約差金として1万1,000円を減額補正するものであります。

次に目5、リサイクルプラザ費では、12節、委託料で入札等による契約差金として、エレベーター一点検委託料等で99万4,000円を減額補正するものであります。

次に6目、ストックヤード管理費では、12節、委託料、庁内清掃委託料におきまして、入札による契約差金として21万2,000円を減額補正するほか、その他プラスチックの搬入実績が当初見込みを上回ったため、その他プラスチック処理委託料で8万2,000円を増額するものであります。

次に第2条、債務負担行為の補正についてご説明申し上げます。

補正予算書の最終15ページをご覧くださいと思います。

本債務負担行為につきましては、焼却残灰搬出委託にかかる経費を、限度額を1億280万5,000円とし、令和3年度から令和8年度までをその期間として設定するものであります。

本委託につきましては、ごみ処理施設から発生する焼却残灰、年間約5,700トンの大阪湾フェニックス処分場への運搬及び勝竜寺埋立地の整地・転圧に関する業務であり、契約期間につきましては、受注者の設備投資に係る減価償却期間を考慮いたしまして、実質の業務期間につきましては5年間とし、受注者の車両準備期間を含めまして6年間の複数年契約とするものであります。

以上、令和3年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田村直義議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

小原議員。

○小原明大議員 すみません。6ページで、諸収入のところでもペットボトルが高くなったというお話があったのですが、先ほど管理者諸報告で水平リサイクルをサントリーとやるということで、単価はどんなものになるのでしょうか。もう、分かっていますか。

○田村直義議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 令和4年度から新しい事業を進めるわけでございますけれども、単価の方につきましては今、試算をしている段階でございます。容器包装リサイクル協会の平均を取らせていただきまして、5年ベースの平均を取らせていただきまして積算するというところでございます。今回、1,000円という非常にごく初めての下落率ということでございまして、今後そういうことがないように新しく協定を結ばせていただ

いたところとは平均単価を採用させていただくということで、そこそこの金額、今5年の平均ベースでございます。ちょっとまだ試算の方はできておりませんので。

ちなみに、単価の方は当初予算の1,000円を見込んでおりました。それは、前年実績ベースで見込んでおまして、令和3年度の上期になりますと、それが2万1,100円、下期では4万8,833円と上昇しておりますので、この大幅な上昇率が今後平準化されて3万円台、4万円台ぐらいで納まるかなというふうには思っております。

以上です。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 ありがとうございます。あと、単価は5年の平均ということなので、それをお聞きすると少し安心するところがあるのですが、あと、この取り組む効果としては、現在リサイクルと言っても一部しかできないというのが、大半ができるようになるということだとお聞きしておるんですけど、例えば、そのことによってCO<sub>2</sub>の排出がどのぐらいの削減ができるのかというのは、数字みたいなものはあるのでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問でございますが、CO<sub>2</sub>の実際の数字というのは今持ち合わせの方はしておりませんが、今現状につきましては、リサイクル協会の方に排出をさせていただいて再生をさせていただいているわけですが、実際のところペットボトルに戻るとというのが2割程度、他の8割についてはプラスチック製品に戻るというような状況でございます。しかしながら、来年度から「ボトルtoボトル」の切り替えということでございますけれども、来年度以降についてはペットボトルに対して、ペットボトルにほぼ100%近い数字が戻ってくるというような事業になっておりますので、どうしてもそのロスが出てこないということからしても、一定のそういうCO<sub>2</sub>排出、またその再生事業についても非常に有効であるという考え方の中で、今回、方向性を整理をさせていただいたということでございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 分かりました。ありがとうございます。

ほぼ100%ペットボトルに戻るということですので、非常に良いことであるかなとは思ったのですが、その再生の過程でどのぐらいのエネルギーを使うかというようなこともあるかなと思いますので、また、ここでお聞きせんでも自分でどこか調べたら良いのかも分かりませんが、せっかくの取組なので市民の皆さんにそういう環境的な効果も大いにPRできたら良いなと思いますので、また分かりましたら教えていただけたらと思います。

以上です。

○田村直義議長 他にございませんか。

太田議員。

○太田秀明議員 乙環の在り方についてちょっとお伺いしたいのですが、先ほど管理

者から、乙訓福祉会への無償貸与について市町会で承認されたのでという報告がございました。これは、乙環は無償貸与したという形になるんだと思うんですけども、乙訓市町会で承認されたというのは、乙訓市町会は別に議決機関でも何でもありませんよね。本来は、正副管理者会議で決定しましたという報告になって然るべきではないかと私は思うんですけども、なぜ乙訓市町会、我々乙訓市町会って聞き慣れてますから違和感がないように思いますが、市町会って任意団体、法的拘束力のない任意団体。それを、いかにもそうであるかのように報告されると、乙環で決めるべきことを市町会で決める。それは、特別地方公共団体としてはおかしいのではないかという疑問なんですけども、管理者いかがでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○太田秀明議員 管理者、言うてください。これ、管理者の報告です。

○田村直義議長 どうぞ。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問でございますが、考え方といたしまして、あくまでもご指摘のとおり組合の用地をお貸しするということになりますので、もちろん組合の承認というか決定ということになるかと思いますが、今回の乙訓福祉会の問題につきましては、本組合のみならず各市町の福祉担当部局の方も一定の責任者になっているところがございます。その中で、もともとはこの福祉担当部局さんの方と福祉会の方で用地の整理、また引っ越し等々について協議をずっとされてきたわけでございます。その中で、どうしても新たな用地が無いということで組合の用地を貸してほしい、という経過の中で現在に至っているという状況の中からは、組合の正副管理者会議というのはもちろんありますけれども、どうしても福祉担当部局の問題も合わせますと、やはり市町会の中で一定の市長、町長の立場の中で協議をしていただいて、確認をいただくという経過の中で今現在に至っているということをご理解いただけたらありがたいと思います。

○田村直義議長 よろしいですか。

○太田秀明議員 いえ、管理者がお答えになるかなと。その経緯はよく分かります。相談されるのも当然だと思います。でも、市町会で承認されたのでというお言葉がございましたので、その乙環で決めるべきことを市町会が決定権を持っているなら、錯覚しますよね。市町会で、例えば理解を得られているとか、そういうことであれば良いと思うんです。それか、構成団体から理解を得ているという話になるんですけど。

今、事務局長が仰っていることはよく分かります。分かった上での質問なんです。だから、法律的にどうかという話なんです。乙環で決めるべきことを、よその団体に決めていただく、あり得ないことなんです。その辺の感覚を戻していかないと、何でもかんでもよその事務組合もそうだと思いますが、市町会で決定されたのでという報告になっているというのはあり得ない話です、本来は。

だから、自治体は全て法律に基づいて運営されているはずですので、たまたま年に何

回か市町会を開いてお互いに意見交換をして決めると、ある一定のものを決めるというのは当然だと思いますが、そこが承認機関でも何でもありません。そういうことを我々は、きちんと認識をしないとずっと聞いていると当然市町会がトップの団体で、それに従っている事務組合という感覚で喋られると、非常におかしなことになってくのではないかなというふうに思います。それはやっぱり切り替えていただきたいというふうに私は思うんですが、管理者いかがですか。

○田村直義議長 前川管理者。

○前川 光管理者 仰ることは重々分かりました。基本的には、市町会に関しては三つの組合がありますので、その事前に三つの会の問題点に関しては調整するというような会議をとっております。その後、正副管理者会議、当然同じメンバーなので続いてやっているという状態でございますので、あと正副管理者会議があったということは説明がちょっと抜けておりました。申し訳ないです。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 以前に私申し上げたんですけども、結局、何回も申し上げないとなかなかご認識いただけないというふうに思いますし、市町会はいくまでも調整機関で決定機関ではないんです。便宜上の機関なんです。だけど、全てが利便性が高い場所なので、そこで決めてしまう。それはそれで良いと思う。けども、それは正副管理者会議に切り替えないと、その方向としては非常に具合が悪い、直接市町会で承認されたのという報告をされると、それはどういう団体ですかということになってくるんです。法的根拠があるんですか。何もないのに、そこの承認を得るといえるのはおかしな話で。だから、そこのところをきちんと認識をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田村直義議長 他ございますか。

それでは質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第10号議案について、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第10号議案、令和3年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。この際でありますので、何か他にございましたらお願いいたします。

井上議員。

○井上治夫議員 失礼します。大山崎町の議会の方に、乙訓環境衛生組合の規約の一部改正というのが提案されています。会計管理者の問題なんですけども、どういう理由でこれが提案されているのか、乙環の側にとってどのようにそれが変わるのかということがちょっと理解できなかつたので、ちょっと教えてほしいんですけど。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回の組合の規約改正の内容でございますが、まず今現在、会計管理者といいますのは、うちの組合の中に1名いただいております。今、現状については大山崎町の方からご出向いただいているという状況で、平成31年度から3年間来ていただいている状況でございます。

しかしながら、組合の会計事務の特殊性であったり専門性、そういったものを組合の今の現状の少ない職員体制の中で、なかなかそういう職員を任命していくということが非常に難しい状況に今なってきております。また、現在の市町でやられている会計事務、また一部事務組合であります私どもの会計事務は、内容的にも非常に大きな差があるような状況でございます。そういった部分も含めまして、管理者団体であるうちらでいえば大山崎町になりますけども、そちらの会計管理者の方に兼任をしていただくような形での切り替えを今回させていただきたいというふうに今考えております。

今、現状につきましても、乙訓三組合ございますけれども、本組合だけは今、現状残っておりますが、福祉組合また消防組合については、それぞれの管理者団体の会計管理者が兼務いただいているというような状況でございます。

また京都府下、他の組合さん、一部事務組合もございますけれども、多くはそういうような形をとられているということも踏まえまして、今回、切り替えをさせていただくという変更でございます。

以上でございます。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 今、説明あったように、他の乙福とか乙消に比べて額も多分多いと思うんですよ。そやから日常的に、ごみの搬入でお金が動くということもありますし、先ほどの提案でもペットボトルの値段が1,000円からものすごく変わるという、どう売却するとか、そういう意味では会計の仕事というのは大分違うと僕は思うんです。ところが、この大山崎町が兼務することになるということの提案なのか、何かその辺のことは、この大変な会計の事務というのを大山崎町の人に兼務をお願いをする形で乙環自体が、ましていろんな形で民間に委託しているところもありますよね。多分消防なんかは民間委託は無いと思うんですけども、民間にたくさん委託してそれがうまくいくのかどうかという問題とか、他の全国的な環境衛生組合の中でどのように会計が動いているのか、そういうことも十分調べていこうと思ったら兼務ではできないんじゃないかと、僕は個人的な感覚で思っているんですけども、その辺は心配ないんでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 先ほどの説明で、ちょっと言葉足らずのところがあったかもしれませんが、そもそもは平成18年度までは特別職という形で収入役という制度がございました。地方自治法の改正がございまして、19年度からは一般職の中で会計管理者という制度が新たに作られた。本組合といたしましては、以前から各市町の方から出向制度というのがもともとございまして、それぞれから1名ずつ来ていただいていたところがございます。そういう経過の中で、特別職制度が廃止になって、大山崎町さんから会計課長として来ていただいている方に兼務をいただくというのが、平成19年度からスタートしたというところがございます。

しかしながら、そういう形でずっと来ているわけですが、組合の職員がそういう専門職がなくなりまして、先ほど申し上げたとおり、大山崎町さんの方から出向いただいているという状況も踏まえると、なかなか組合の中では任命するのは難しい状況になってきているというようなことも踏まえて、今回、切り替えをさせていただいたということでございます。

○田村直義議長 井上議員。

○井上治夫議員 この議題じゃないので、これ以上言いませんけども、その辺の状況、各市町の議会でもこれ決まるときに、どういう問題が心配されるのか、こういうことが良くなるのか、ということもちょっと、それぞれの市町で説明できるように要望しておきます。

○田村直義議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 ただいまの質問に関連してご質問申し上げたいと思います。

今、事務局長のご答弁の中で、乙訓環境衛生組合の会計制度については特殊性、それから専門性、これが要求されるというお話がございました。それは私も全く同感でございます。今回も、本町議会に提案されております、この条例改正案につきましては、関係市町の会計管理者も充てるということが明言されております。であれば、本町会計管理者は、この廃棄物処理法に基づく、かなり特殊かつ専門性を要求される会計の仕組みが要求されるということになりますので、非常にちょっと負担的にも大きいものであるかなと思うんです。

今、事務局長のご答弁を趣旨はしっかり私なりに理解はしているつもりでございますが、会計管理者をもって充てる、つまり会計管理者を特定して兼任いただくということは少し負担的にどうかなと。例えば、これを関係市町の首長の指名する者、あるいは推挙する者。そういった少し含みを持たせた方が良いのかなと思うのですが。

そういったご議論はこの間、ございませんでしょうか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘の内容でございますが、会計管理者以外の方を任命というような形での議論はしておりません。

○田村直義議長 岸議員。

○岸 孝雄議員 先ほども申しあげました、本組合の会計というのは、私も特殊性、それから専門性、かなり高度なものが要求されると思っております。

その意味からも、少し先ほどもご提案申しあげました、若干含みを持たした形でご検討いただける余地があるのかなと思うのですが、もしお時間が許すようであれば少し詳細をご検討いただければありがたいかなと思います。

以上でございます。

○田村直義議長 他、よろしいですか。

小原議員。

○小原明大議員 最初の管理者諸報告のところで、長黒の埋立地のことに関してご報告があったところ、ちょっと聞き間違いだったら申し訳ないのですが、令和7年度中の移転を厳守、それまで進捗の報告を受けるということだったと思うのですが、この移転を厳守というのもこれは契約なんですか。これを厳守できなかった何らか、完全に打ち切りというようなことが執行されるようなものなのですか。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 令和7年までを厳守という契約をしているわけではございません。

ただ延長、更新をするという協議の中で、もちろん福祉会の担当の方もお越しをいただく中で協議をさせていただいております。

その中で、福祉会の方として令和7年度までには何とかしますというお言葉をいただきましたので、令和7年厳守というような表現をさせていただいているというところがございます。

○田村直義議長 小原議員。

○小原明大議員 そしたら、よろしくお願ひしますねということですね。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 そのとおりでございます。

○小原明大議員 分かりました。

○田村直義議長 よろしいですか。

太田議員。

○太田秀明議員 さっきの組合規約の話なんですけど、現行規約でも、新しい規約でも効果は同じ効果を求めることができるというふうな理解で良いのですか。あるいは、現行規約がそれは無理だということなんですか。何か、規約を読んでもあまり変わらないふうに思います。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現状と変更後については内容は変わりませんが、今、現状の組織体制を明確にするという意味でも管理者団体の方の会計管理者でというような表現に、今回変更させていただくということでございます。

○田村直義議長 太田議員。

○太田秀明議員 そのこのところを何のために変えるかという話で、他の事務組合と統一するんだとかいうようなことも理があるんですけども、効果は変わらないけれども文章を読んだらより一層明解になるということなのか、あるいは限定してしまうのかという話で、これは効果は現行規約でも求められるけども、変更したら限定してしまうということになりますよね。その管理者の関係のということの中で限定してますよね。ということは、法的には狭まるということになりますが、それが狙いなんですか。だから、その変更の狙い、変えるのには法的効果を求めるわけです。その本当の狙いというのを教えていただきたい。

○田村直義議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回の会計事務の関係でございますが、本組合の会計像、主には事務体制といたしましては会計管理者1人、それと会計課の職員1名ということで2名体制で会計事務の方はさせていただいているということでございます。

しかしながら、その会計管理者に係る今回、責務を大山崎町さんの方で兼務をいただくという形になれば、通常の会計事務については、もちろん職員がやっていくということになるわけでございますけれども、やはり今、会計事務に特化した職員を今現状1人置いてますけど、そういうことではなくて、他の業務にも携わっていただくというようなことも含めて、やはり会計課という縛りじゃなくて全体の組織体制の見直しも含める中で今回、そういう形で切り替えをさせていただくと。ですので、会計事務に限ったものは今してもらってますけれども、他の、業務に色々と携わっていただく中で職員のスキルアップにつなげていく。組織体制の明確化という部分も含めて非常に大きなメリットがあると、私どもは考えているところでございます。

○太田秀明議員 分かりました。分かりましたじゃない。たくさん、もっと時間をかけて話をしたいんですけど。

○田村直義議長 よろしいですか。

他、よろしいですか。

これもちまして、乙訓環境衛生組合議会令和3年度第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．



地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 田村直義

乙訓環境衛生組合議会副議長 佐藤新一

乙訓環境衛生組合議会議員 飛鳥井佳子

乙訓環境衛生組合議会議員 小原明大